

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。